

令和5年度「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムの整備・構築及び運用・保守等」に係る委託契約 質問に対する回答

標記委託業務入札

参加者各位

環境省大臣官房地域政策課

標記委託業務の業務内容に関する質問について以下のとおり回答いたします。

No	書類該当箇所	質問事項	回答
1	非機能要件定義書 第3章	「スクラッチ開発」について スクラッチ開発を前提とする旨記載御座いますが、システム全体のスクラッチ開発ではなく、業務要件定義書8頁の赤枠で囲まれた業務範囲をスクラッチ開発するとの認識で合っておりますでしょうか。	システム全体の再開発ではなく、既存システムの改修になります。改修対象の業務範囲は8頁の赤枠範囲になります。改修機能要件の詳細は機能要件定義書の別紙1「機能一覧」の赤枠(機能ID SP-44～SP-52)を参照ください。
2	非機能要件定義書 第12章 情報システム稼働環境に関する事項 3. ソフトウェア構成	「ソフトウェア構成」について 本ソフトウェアのステップ数(空行、コメント除く)をご教示お願い致します。	既存システムの全体ステップ数は329kstep(空行、コメント除く)です。
3	非機能要件定義書 第12章 情報システム稼働環境に関する事項 3. ソフトウェア構成	「ソフトウェアの引継ぎ」について 令和5年度に必要となるミドルウェアのライセンス/サブスクリプションは、受託業者にて準備する必要がある認識ですが、 改修・保守対象のソフトウェア自体、及び第二期政府共通PFの稼働環境自体は、無償で提供されるものとの認識で合っておりますでしょうか。	非機能要件定義書の別紙1「システム構成要素」の「1.2 ソフトウェア一覧」に記載しているソフトウェアのライセンス等は受託業者にて調達して頂きます。 ただし、「1.2 ソフトウェア一覧」の「用途」に「政府共通プラットフォーム提供・・・」の記載があるソフトウェアは調達対象外となります。

			第二期政府共通 PF の稼働環境は環境省より提供致しますので調達対象外となります。
4	<p>非機能要件定義書</p> <p>第 12 章 情報システム稼働環境に関する事項</p> <p>3. ソフトウェア構成</p> <p>別紙 1 システム構成設計書</p> <p>第 1 章 システム構成要素</p> <p>1. 2 ソフトウェア一覧</p>	<p>F3Java はアプリケーションフレームワークの認識ですが、利用ライセンスについて本業務内で調達が必要でしょうか。</p> <p>また、利用方法や不具合等のサポートは提供されていますでしょうか。</p>	<p>利用ライセンスの調達は不要です。</p> <p>F3Java は本システムの開発元のフレームワークです。現在、利用方法や不具合へのサポートの提供はされておられません。不具合発生時の対応については環境省と協議して決めることとします。なお、その対応にかかる費用は受注者が負担することとなります。</p>
5	<p>非機能要件定義書</p> <p>第 12 章 情報システム稼働環境に関する事項</p> <p>5. 施設・設備要件</p> <p>ー 2. 技術的条件</p>	<p>「技術的条件」について記載の技術的条件が必要となるのは、「本業務で施設・設備を追加する場合」に限定されるとの認識であっておりますでしょうか。</p> <p>又、万一「本業務で施設・設備を追加する場合」、追加するクラウドサービスの提供元が技術的条件を満たしていれば、本非機能要件を満たしますでしょうか。</p>	<p>ご認識の通り、「技術的条件」は「本業務で施設・設備を追加する場合」の要件事項となります。</p> <p>本業務で施設・設備を追加する場合の要件事項は上記回答の通りですが、クラウドサービスを追加する場合は 3/8 の提案書ヒアリングで詳細をお伺いし判断させていただきます。</p>